

# 第5期消費者基本計画の策定等について

令和5年10月  
消費者庁 消費者政策課

# 消費者基本法について

## 第1条（目的）

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。



第11条（安全の確保）



第12条（消費者契約の適正化等）



第15条（広告その他の表示の適正化等）



第20条（高度情報通信社会への進展への的確な対応）



第21条（国際的な連携の確保）



第22条（環境の保全への配慮）

**政府全体で進める基本的施策を法律に規定**

# 消費者基本計画について

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画（閣議決定）。
- 長期的に講ずべき消費者政策の大綱や消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について規定。
- 消費者基本計画を計画的に推進するために、別途、消費者基本計画工程表※を作成（消費者政策会議決定）。

※第3期消費者基本計画より作成

## 消費者基本計画の策定フロー



素案作成  
(消費者庁等)

意見聴取※  
(消費者委員会)

消費者基本計画案作成  
(消費者政策会議)

消費者基本計画決定  
(閣議)



※消費者基本法第27条第3項に基づき、消費者基本計画の案を作成するときは消費者委員会の意見を聴かなければならない。

## 消費者政策会議※ 構成員

会長	内閣総理大臣	
委員	内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	
	内閣官房長官	
	法務大臣	総務大臣
	財務大臣	外務大臣
	厚生労働大臣	文部科学大臣
	経済産業大臣	農林水産大臣
	環境大臣	国土交通大臣
	デジタル大臣	防衛大臣
	国家公安委員会委員長	復興大臣
	内閣府特命担当大臣	公正取引委員会委員長

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。

# 消費者基本計画(令和3年6月15日変更)の構成

## 【第1章 消費者基本計画について】

## 【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

### 1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化

- 高齢化の進行等
- 成年年齢の引下げ
- 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
- 訪日外国人・在留外国人による消費増加

### 2. 社会情勢の変化

- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
- デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- 自然災害の激甚化・多発化
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり 等

## 【第3章 政策の基本方針】

### 1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等

### 2. 今期計画における消費者政策の基本的方向

#### (1)消費者被害の防止

#### (2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

#### (3)協働による豊かな社会の実現

#### (4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応

#### (5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

## 【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

人材

財政

法令等

## 【第5章 重点的な施策の推進】

### 1. 消費者被害の防止

### 2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

### 3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

### 4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

### 5. 消費者行政を推進するための体制整備

# 第5期消費者基本計画の基本的方針案(計画開始:令和7年4月～)

- 高齢化の進展やデジタル技術の革新により、消費者を取り巻く環境に著しい変化が生じてきているところ、特に消費者取引に関する法制度について所謂パラダイムシフトが必要である。
- このため、従来計画の思想も踏襲しつつも、改めて消費者利益の擁護の観点に立ち返り、中長期先の「未来」を見据えた新たな消費者基本計画とすることとしたい。
- 具体的には、
  - ・デジタル社会における誰しもが不利益・不公正な取引にさらされる可能性に配慮した消費者利益の擁護
  - ・高齢化、孤独・孤立社会に対応した包括的な消費者支援の在り方
  - ・取引の普遍的な国際化への対応 等の観点について消費者等の当事者の声を聞いた上で、政府全体で対応にあたる事項を記載した消費者基本計画を策定する。

## ○第1期消費者基本計画（平成17年4月～平成22年3月）

消費者基本法の制定に伴い、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針を示した消費者行政初となる計画

## ○第2期消費者基本計画（平成22年4月～平成27年3月）

これまでの縦割り行政の転換の拠点となる消費者庁・消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者政策に基づく計画

## ○第3期消費者基本計画（平成27年4月～令和2年3月）⇒以降、消費者基本計画工程表を別途作成

政府全体としての具体的な政策目標の設定、効果測定のための指標の設定等を図り、消費者を取り巻く環境の変化等に適切に対応した消費者政策を推進することを目指した計画

## ○第4期消費者基本計画（令和2年4月～令和7年3月）⇒現行計画

施策の実施体制を充実・強化し、これまで以上に消費者の利益の擁護・増進が図られるよう着実に成果を上げることを目指した計画  
コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化したことを受け、消費者基本計画を改訂

# 今後のスケジュール案

令和5年10月 消費者委員会本会議

令和6年春頃 骨子案の作成

令和6年夏頃 消費者基本計画の素案作成

以降、パブコメ等を実施

# 消費者基本計画工程表(令和5年6月13日消費者政策会議決定)について

## ■EBPMに基づく政策立案への試み

- ・工程表に記載する施策を消費者基本計画重点施策に位置づけ(令和5年度改定で14施策を登録)。
- ・重点施策はEBPMに基づきロジックモデルを構築(新規KPIを充実)
- ・KPIは質的指標となるよう留意。

## <KPIの例>

### ■消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

#### 9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進

- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合【80%】 ← (76.9%/R4.9)
- ・食品ロス発生量【家庭系:216万t、事業系:273万t/2030年度】 ← (家庭系247万t、事業系275万t/R2年度)

### ■消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

#### 13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育の推進のための体制整備

- ・消費者教育ポータルサイトのアクセス件数【380,000件以上/R5年度】 ← (357,573件/R4年度)
- ・契約等消費生活に関する知識の正答率【38%以上/R5年度】 ← (34.6%/R5.2)
- ・被害の未然防止のための行動ができる消費者の割合【48%以上/R5年度】 ← (45.9%/R5.2)
- ・消費者被害にあった人の割合【15%以下/R5年度】 ← (18.8%/R5.2)

# 消費者基本計画工程表の対応方針

■ 工程表におけるEBPMの実践方法に関する評価・検証が必要。

■ 工程表EBPMの評価を踏まえ、第5期消費者基本計画におけるEBPMの在り方を検討。

## 1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

